

住民監査請求の手続等について

- 1 住民監査請求ができる方
尼崎市の住民（法人を含む。）です。
- 2 住民監査請求の対象
市長若しくは委員会若しくは委員又は市の職員の財務会計上の行為又は怠る事実で、市に損害をもたらす行為です。
 - (1) 違法又は不当な
 - ア 公金の支出
 - イ 財産の取得、管理、処分
 - ウ 契約の締結、履行
 - エ 債務その他の義務の負担ア～エの行為は、相当の確実さをもって予測される場合も含まれます。
 - (2) 違法又は不当に
 - オ 公金の賦課、徴収を怠る事実
 - カ 財産の管理を怠る事実
- 3 請求のできる期間
2の(1)に掲げるア～エの行為については、正当な理由がある場合を除き、その行為のあった日又は終わった日から一年を経過している場合には、監査請求をすることはできません。
- 4 請求書の作成
請求書を作成される際は、次の事項を記入し、請求内容の事実を証明する書面を別途添付していただきます。

尼崎市職員措置請求書

1 請求の要旨（次の事項を具体的に記載してください。）

- ・ 誰が（請求の対象職員）
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか
- ・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

氏名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

尼崎市監査委員（宛）

（注）縦書きでも差し支えありません。